

平成 28 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 49 号 説 明 資 料

平成 28 年 11 月 29 日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～4
新旧対照表	-----	5～7

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

○改正概要

平成28年度地方税制改正においては、軽自動車税の税率を軽減する特例措置の1年延長及び再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準額の特例措置（軽減措置）の見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

○改正内容

1 軽自動車税の4輪等に係る税率を軽減する特例措置を1年延長

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得（新車に限る。）した4輪以上及び3輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成29年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））が、平成28年度に引き続き講じられます。

施行日：平成29年4月1日

(1) 電気自動車、天然ガス使用車について、税率を概ね100分の75軽減する。

区 分		標準税率	軽減税率	軽減後税率	
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△8,100円	2,700円
		営業用	6,900円	△5,100円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	△3,700円	1,300円
		営業用	3,800円	△2,800円	1,000円
3輪		3,900円	△2,900円	1,000円	

(2) 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものについて、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の50軽減する。

区 分		標準税率	軽減税率	軽減後税率	
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△5,400円	5,400円
		営業用	6,900円	△3,400円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	△2,500円	2,500円
		営業用	3,800円	△1,900円	1,900円
3輪		3,900円	△1,900円	2,000円	

(3) 平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準を満たすもの（(2)の軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（(2)の軽自動車を除く。）について、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

区 分		標準税率	軽減税率	軽減後税率	
4 輪以上	乗用	自家用	10,800 円	△2,700 円	8,100 円
		営業用	6,900 円	△1,700 円	5,200 円
	貨物用	自家用	5,000 円	△1,200 円	3,800 円
		営業用	3,800 円	△900 円	2,900 円
3 輪		3,900 円	△900 円	3,000 円	

2 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の軽減措置について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度※1の認定を受けて取得された発電設備（以下「認定発電設備」という。）の対象償却資産に係る固定資産税の課税標準額について、最初の3年度分を3分の2とする特例措置が講じられておりましたが、適用期間が平成 28 年 3 月 31 日にて終了しました。

今回の地方税法改正により、①固定資産税の特例措置の適用期間を2年間延長、②太陽光発電設備について特例措置の対象から認定発電設備を除外した上、自家消費型設備を追加、③自然条件によらず安定的な運用が可能な水力・地熱・バイオマス発電設備における課税標準額の特例割合が拡充されました。この特例割合は「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）※2」により、地方税法の定める範囲内で町が割合を定めることができるようになりました。

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された発電設備に対する固定資産税の課税標準額は、新たに固定資産税が課税された年度から3年度分に限り、条例に定める特例割合に基づき軽減されます。

施行日：公布の日

(1) 太陽光発電設備（地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号イ）

ア 適用要件

特別措置法に規定する認定発電設備以外の設備で、自家消費を目的とした再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受けて取得したもの。

イ 条例で定める割合

地方税法で定める割合		条例で定める割合（備考）
現行	変更後	
2/3	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/2

（備考） 条例で定める割合とは、課税標準額に乗ずる課税の割合のこと。

この場合の固定資産税額は、課税標準額に条例で定める割合を乗じた額に対し、税率をかけた金額となる。（以下（2）、（3）同じ）

ウ 内容

固定資産税の課税標準額は、1/2（条例で定める割合）を乗じて得た額とします。（固定資産税額を 1/2 に軽減）

(2) 風力発電設備（地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ）

ア 適用要件

特別措置法に規定する認定発電設備であるもの。

イ 条例で定める割合 （1）太陽光発電設備と同様

ウ 内容 （1）太陽光発電設備と同様

(3) 水力発電設備（地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号イ）、地熱発電設備（地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ）、バイオマス発電設備（地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハ）

ア 適用要件

特別措置法に規定する認定発電設備であるもの。

イ 条例で定める割合

地方税法で定める割合		条例で定める割合
現行	変更後	
2/3	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/3

ウ 内容

固定資産税の課税標準額は、1/3（条例で定める割合）を乗じて得た額とします。（固定資産税額を 1/3 に軽減）

《 用語解説 》

※1 固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取れることを国が定めた制度です。電力会社が買い取る費用を電気の利用者から賦課金という形で集めることにより、コストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

※2 わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

国が一律で定めていた特例措置の内容を、地方税法の定める範囲内で、地方団体が条例により割合等を定めることができる仕組みです。地方団体が地域の実情に即した政策を展開できるようにするという観点から導入されました。

3 規定の整備について

法律の改正に伴う項ずれへの対応を行います。（附則第 22 項関係）

施行日：公布の日

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行																																																
<p>目次</p> <p>第1章 総則～第5章罰則 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～21 省略 (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>22 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>23～28 省略</p> <p>29 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第27条第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>30 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第27条第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	<p>目次</p> <p>第1章 総則～第5章罰則 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～21 省略 (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>22 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>23～28 省略</p> <p>29 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第27条第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>30 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第27条第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																																															
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																																															
	10,800円	2,700円																																															
	3,800円	1,000円																																															
	5,000円	1,300円																																															
第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																																															
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																																															
	10,800円	5,400円																																															
	3,800円	1,900円																																															
	5,000円	2,500円																																															
第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																																															
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																																															
	10,800円	2,700円																																															
	3,800円	1,000円																																															
	5,000円	1,300円																																															
第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																																															
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																																															
	10,800円	5,400円																																															
	3,800円	1,900円																																															
	5,000円	2,500円																																															

改正案	現行																								
31 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	31 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																								
<table border="1"> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	<table border="1"> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円																							
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円																							
	10,800円	8,100円																							
	3,800円	2,900円																							
	5,000円	3,800円																							
第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円																							
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円																							
	10,800円	8,100円																							
	3,800円	2,900円																							
	5,000円	3,800円																							
32・33 省略	32・33 省略																								
<u>(固定資産税の課税標準の特例)</u>																									
34 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。																									
35 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。																									
36 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。																									
37 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。																									
38 法附則第15条第33項第2号ハに規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。																									

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第22項の改正規定及び附則に5項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の大磯町税条例（以下「新条例」という。）附則第29項から第31項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p>3 新条例附則第34項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>4 新条例附則第35項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>5 新条例附則第36項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>6 新条例附則第37項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>7 新条例附則第38項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>	